

松江地方裁判所委員会（第40回）議事概要

第1 日時

令和3年2月1日（月）午後1時30分から午後4時まで

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）大野遼太，小汀雅夫，春日真樹，五島勲
高橋正太郎，手銭淳，中垣内健治（委員長）
柳樂眞悟，畑口泰成，松本恵利子，三井田守
（五十音順敬称略）

（事務担当者）廣澤事務局長，大橋事務局次長
矢野民事首席書記官，法正刑事首席書記官
遠藤総務課長，荻原会計課長

（庶務）吉田総務課課長補佐

第4 テーマ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
- 2 前回テーマについての報告
- 3 概要説明
- 4 庁舎見学
- 5 意見交換
別紙のとおり
- 6 次回委員会のテーマ
民事調停手続の利用促進について
- 7 次回開催日時
追って指定

松江地方裁判所委員会

委員長：本日のテーマは、新型コロナウイルス感染症への対応策についてです。裁判所の行った対策について忌憚のない御意見を頂ければと思います。

また、前回の委員会でもいただいた庁舎案内表示に関する御意見について、庁舎見学時に検討状況を御説明しましたが、これについての御意見でも構いませんのでよろしくお願いします。また、各委員の職場での感染防止対策の取組を御紹介いただいても結構です。

ところで、裁判手続は、特段の事情がない限り自由に傍聴することができます。そうすると、例えば、裁判の当事者が陽性であると判明したとき、その裁判を傍聴した人の氏名等を、裁判所は把握していないという状況にあります。傍聴席は発言の自由がなく、会話をすることを想定していないので、傍聴人間の距離を1メートル以上空ける必要はないという御意見もあると思いますが、せきやくしゃみをすることもありますので、傍聴人間もソーシャルディスタンスを確保して感染防止対策を取らなければならないと考えています。一方で、傍聴の自由をできるだけ確保するためには、ある程度席数を確保する必要がありますが、全く制限しないと、ソーシャルディスタンスを確保できませんので、検討の結果、傍聴席を1席空けとしています。

委員：裁判所の対策は、非常によくできていると思います。来庁された当事者への体調確認や発熱等の症状がある方に、事前の電話連絡依頼をしているということですが、これまでそういう方が多数いらっしゃったのですか。

委員長：正確な数値は分かりませんが、感覚的にでも状況を御紹介いただけますか。

事務担当者：実状として把握している範囲でお答えします。新型コロナの関係で、当事者も危機意識は持っておられるようで、まずは体調が悪くなれば当事者から連絡があります。裁判所が期日調整をする際に、もし体調が悪くなればすぐ

に連絡をいただきたいこと、事情によっては期日の実施について検討させていただくことを説明し、裁判所と当事者が連絡を取り合いながら円滑に進めています。実状として、体調が悪いといった連絡はそう多くはないという感じです。

委員：新型コロナの感染報道の中で、職員に体調変化があれば申告するように周知していたが、実際には申告がなかったということを知りました。

また、店舗によっては、非接触型体温計で来店者全員を検温したり、自動検温機を設置しているところもあります。当社も、多く店舗を展開しており、去年の夏から非接触型体温計で職員を全員チェックして、37度5分前後の従業員については一旦自宅待機としています。予算の問題もあり、裁判所ではなかなか難しいかもしれませんが、そういった対策をすることも考えられると思います。

委員長：貴重な御意見ありがとうございました。自覚のない体調不良の方もいらっしゃるかもしれませんが、非接触型の体温計を用いて、来庁される方全員の体温測定してはどうかという御意見ですが、この点についていかがでしょうか。

委員：私どもの店舗では、入口に非接触の検温機を置いています。特に物産展などではお客様も大変多いので、入口と物産展会場の2か所で検温してもらいます。

それと、新型コロナの陽性者が出た場合、来店されたお客様の特定のために氏名、電話番号を書きいただき、ボックスに入れてもらいます。そうして、陽性者と接触した可能性があるお客様に電話連絡をすることになっていますので、お客様に安心感を持っていただいていると思います。氏名等を記載するボールペンは全部消毒をして、消毒済みと、消毒未了のものを分けて置いています。

また、庁舎内の掲示で、発熱のある方又は喉の痛い方と表示されていますが、発熱について、具体的に何度というのが書かれていないので、例えば37.5

度など表記してはどうかと思います。

掲示物が自動扉に貼られているため、扉に近づくと開いてしまい、次に入る人は掲示物が見えなくなるので、できればスタンドで立てて置くほうがよいと感じました。

それと、もしマスクを忘れて来られた場合はどうなりますか。

委員長：マスクを持っておられない場合は、裁判所のものを提供して着用をお願いしています。

連絡先を任意に提供いただき、感染の可能性がある場合に、速やかに連絡できる態勢を執ることは非常に大事なことで、裁判所でも検討しているところがあります。

そのほか御意見ありますでしょうか。

委員：学校でも各種大会等が中止や代替大会になりました。大会を開催する場合でも、2週間前からの体温測定の徹底、事前申告した保護者のみ応援可能とする、当日の間診票の提出、連絡先の明記、また、当日は非接触体温計での検温をするなどの対策をしています。

傍聴人の連絡先等を把握することは難しいと思いますが、連絡先等を1か月後には破棄する条件で提供いただくことで、感染者が出たときに対応ができるのではないかと感じました。

委員長：貴重な学校現場の感染対策について御紹介いただきありがとうございます。

委員：見学の際に気づいた点ですが、地下の交通事件待合室に、直接外から入室できる入口がありましたが、そこから入ると、アルコール消毒のボトルが見つらいと思いますので、見やすくしたほうがいいのかと思いました。

事務担当者：交通事件待合室の使用頻度は高くなく、使わないときは外の出入口は施錠しています。本日も外の出入口は施錠していたため、消毒ボトルは置いていませんでしたが、実際に行うときは、見やすい位置に置くようにしていま

す。

委員：感染者が出ること自体は仕方がないことなので、職場や多くの人が集まる施設で感染を拡大させないことが大事だと考えています。裁判所の感染防止対策は非常にしっかりやっておられると思いました。

当社では、社員の動線を見直し、例えば、エレベーターやトイレなど、社員ごとに使う場所を決めて、お互いに接触しない状況にしています。感染者が出たときに、接触の可能性がある人を把握しておくことが大事であると思います。

それと、職員は、朝、必ず検温して、異常があれば上司に相談するように通達が出ています。

委員長：新聞記者の方は、取材活動で不特定の方に会われるので、感染対策を徹底されているということがよく分かりました。

そのほか何かお気づきになられた点がありますでしょうか。

委員：公共施設を利用したとき、受付に非接触の体温計と消毒液がありました。

グループの場合、代表者の名前と連絡先、携帯番号等を書くようになっていて、ゴルフなどで使用する鉛筆がセットされて並べてありました。記入したらボックスに入れるようになっており、よく考えられているなどと思いました。

委員長：何かあったときに備えて来庁者の情報、何らかの住所や連絡先を把握する工夫をしたほうがいいのではないという御指摘でした。

ほかの方で何かお気づきの点がございますか。

委員：前回委員会で出された案内表示に関する意見について、非常に誠実に御対応いただいて分かりやすくなっていたと思いながら拝見しました。恐らく手作りのものもあったようで、いろいろな工夫をされたのだろうと感じました。

特に、2階以上のエレベーターホールの四隅の柱にあった、分かりにくい案内表示を隠すために、グレーの用紙が貼ってありましたが、色味を合わせるのが大変だろうと思われませんが、毎日利用していて全く違和感がない感じになっていました。

感染防止対策については、職員の机の間に設置されるパーティションについては検討中であるということですが、非常に重要なものなので、可及的速やかに、簡単なものでも設置されるほうがよいと思いました。いろいろなケースを見てみると、パーティションの有無、マスクをしているかどうかは、非常に重要なメルクマールになっており、パーティションがあれば濃厚接触者として認定されなかったり、健康観察の指示や行動制限の指示などにつながらないと伺っています。そうすると、職員を守るという意味でも、また裁判所の機能を維持するという意味でも、机の配置の工夫や向き合っている職員の中のパーティション設置については、できるだけ早期に対応するのが好ましいのではないかと感じました。

委員長：パーティションについて貴重な御指摘をいただきました。後ほど、裁判所の現状等について説明させていただきたいと思います。

委員：先ほど傍聴席の制限について、現在は半分の48席ということでしたが、不足することはないのかなという気がしました。足りなければパイプ椅子を使用することも考えられるのではないかという気がします。

それと、手指消毒についてですが、最近は自動のものがありますので、予算の問題があると思いますが、正面玄関とか、人が必ず通るようなところに自動のものを設置してはどうかと思います。

委員長：松江市役所の状況として、自動式の消毒液噴霧器は、ほぼ網羅的に整備されているのでしょうか。

委員：つい最近配備されまして。それまでは同じように手で押すポンプ式のものでした。市役所は入口が多いので、全てというわけではありませんが、かなりの部分が自動式になりました。

委員：当庁は、玄関で非接触型の体温測定機が設置されており、来庁者の検温をしています。職員もそこを通過するので、自分でも気づきの機会があります。

また、ポンプ式の消毒薬ですが、当庁も以前は足踏み式のものがありました

が、最近では、さほど高価ではない、自動式の消毒液噴霧機がほぼ全ての部屋に設置されております。

当庁の支部では、職員が五、六人のため、感染者が出ると業務が停止してしまうので、小さい規模の職場では、換気などの感染防止対策を徹底して行っています。

委員長：これまでの御指摘を分類しますと、非接触型の体温計による検温を、基本的に来庁者全員に対して行ったほうがいいのではないかと、裁判等の当事者、あるいは傍聴人から陽性者が出たときに備えて、来庁者の連絡先を裁判所の責任において把握したほうがいいのではないかと、消毒液について、手で押すタイプではなく、足踏み式や自動式のものを設置して、接触をせずに手指の消毒ができるようにしてはどうか、パーティションについて、対面あるいは隣同士の職員間に設置したほうが望ましいのではないかと、あるいは職員についても体温測定を習慣化するというような工夫について御紹介もありました。

あと、傍聴席の関係について利用状況や席数制限での支障等について御質問がありましたので、裁判所から説明してください。

委員：私は昨年4月に松江地裁に着任しました。比較的、全国的に注目された事件でも、傍聴席数の制限はしていましたが、満席のため入れない人がいたことはなかったと認識しています。今後行われる全国的に注目を集める事件について、できるだけ多くの方に傍聴していただきたいと考えていますが、感染拡大防止対策を執ることで、傍聴できない可能性もあるかもしれないという状況です。通常の事件であれば、傍聴席は誰もいないとか、来ているのは被告人の関係者の方だけとかということが圧倒的に多いので、傍聴席が不足するということはありません。

パイプ椅子の設置は、セキュリティ上の問題があり、例えばパイプ椅子を持って暴れたりするような人たちがいると大変なことになるので、傍聴席が足りない場合でも、パイプ椅子の設置は認めていないというのが実状かと思えます。

委員長：それでは御指摘のあった点について、裁判所の現状を御説明します。

まず、非接触型体温計を使った網羅的な来庁者の体温測定は、これまで行っておらず、体調不良を申し出た方について測定させていただいております。調停室は法廷よりかなり狭く、非常に不安を感じられる方もいらっしゃると思うので、パーティションを配置したり、職員が必ず体調確認をしたりしていますが、非接触型体温計を使って網羅的に測定していない理由について補充して御説明いただけますか。

事務担当者：今のところ、申出があった際に検温することで事足りていると考えていますが、予算との兼ね合いもありますので、貴重な御提案として承りたいと思います。

委員長：1階フロアで網羅的に体温測定ができればよいのですが、通常はさほど来庁者も多くない状態で、体温測定のために1人の職員を常時配置することは難しい状況です。検察庁は入口に職員が配置され、来庁者も特定されています。裁判所は傍聴の自由があるので、いつ誰が来るか分からず、来庁者もさほど多くない状況で、機械を設置するにしてもその管理の問題や、常時職員を配置するのかという問題があります。前回、庁舎案内に関しても、庁舎案内表示だけでは分かりにくいので、受付カウンターに職員を常駐させ、案内をしたほうが分かりやすいのではないかという御意見もいただきました。国家公務員の人員削減の流れもあり、現在の状況で1人の職員を玄関に常駐させるのは、困難な状況にあり、現在の対策としては、非接触型の体温計を常備しつつ、調停手続等の場合には、職員がきちんと体調確認を行い、体調が悪ければ非接触型体温計で検温させていただいておりますが、本日の貴重な御意見も踏まえて、引き続き検討させていただきたいと思います。

次に、来庁者の連絡先を把握するために、任意で住所、氏名を記載していただき、感染者が出たときに御連絡させていただく態勢を執ることについて、裁判所から説明してください。

事務担当者：連絡先の把握については、感染者が出たときのことを考えると備えるべきだと思いますが、裁判所には悩み等々お持ちの方が多く来られますので、個人情報を提供することについての御了解が得られるかどうか、不確かなこともありますし、提供いただいた個人情報については、不要となればきちんと廃棄する手順などを整備して行うことになります。

窓口相談で来庁された方については、基本的に氏名や住所等をお聞きするので、傍聴等で来庁された方の情報をいかに入手するかが問題となります。先ほど申しましたとおり、個人情報の取扱いに絡んだデリケートな問題であり、実施するのであれば、他庁の取扱いや高裁等、上級庁の意見も聞きながら行うことになると思います。

委員長：事件当事者や窓口相談者は、連絡先等が把握できるのでさほど問題はありませんが、それ以外の傍聴人や、事件当事者の付添いで来られた方については把握できていない状況です。一般の店舗に買物に行くのとは異なるデリケートな問題があり、感染防止対策の必要から氏名等の記入を求めることは、裁判所全体の問題にもなります。御意見の趣旨はよく分かりますので、今後検討させていただきます。

次に、消毒液について、足踏み式や自動式のを設置できないかという御意見に対して、裁判所から説明をお願いします。

事務担当者：家裁委員会でも同様の御提案がありまして、今年度中に、正面玄関の南と北側に足踏み式の消毒液ポンプを整備します。また、管内の4支部と2独立簡裁にも、同様に足踏み式の消毒液ポンプを整備する予定です。

委員長：次にパーティションの問題について、説明をお願いします。

事務担当者：パーティションについては、本日御覧いただいたとおり、全課室に設置している状況ではありません。基本的に、職員同士が向かい合って1メートル程度の距離を確保できれば、パーティションを設置しないとしておりますが、1メートル程度の距離が確保できないところには、今年度予算でパーティ

ションを設置する予定です。

本庁では概ね1メートル程度の距離が確保できますが、支部や独立簡裁では1メートル以上確保できない庁が多く、また、職員が少ないので感染者が出た場合に閉庁ということにもなりかねないので、基本的には職員間に全てパーティションを設置する予定です。

委員長：前向きに検討しておりますので、もう少し結果をお待ちいただきたいと思います。

また、発熱の場合に申し出るよう表示した掲示物について、具体的な温度の表示がないことや、掲示物が自動ドアに貼り付けてあるので、ドアが動くと思えにくくなること、あるいは職員全員が毎日体温測定をしてはどうかといった御指摘については、内部で検討させていただいて、結果を委員会で御報告させていただきたいと思います。

次に職員の出勤制限の在り方についてですが、緊急事態宣言が出されたときは、東京や大阪では出勤する職員を4分の1とする制限を行い、今も事件処理が滞っているという状況にあるようです。松江地裁では、県知事の出勤、外出自粛要請に応じて、満員電車等の公共交通機関を利用して出勤する職員が少なく、徒歩や自家用車を使用して出勤する職員もかなりいることなどを考慮して、出勤者を5割あるいは7割としていましたが、この点についていかがでしょうか。

委員：緊急事態宣言が出た場合、裁判手続がどうなるか気にされる依頼者や相談者は、非常に多くいらっしゃいます。縮小態勢については、裁判所としてもその時々で考えるのではなく、事前に検討されているとお聞きしました。裁判手続がどのようになるのか事前に分かっていると、利用する当事者の方にとっても安心感、信頼感が増すのではないかと思います。弁護士会を通じての対応になろうかと思いますが、平素から情報提供や柔軟な協議などがスムーズに行えると、利用する当事者の方にとっても裁判所に対する信用、信頼に資する部分

があると思いますので、今後もよろしく願いいたします。

委員長： 昨年の緊急事態宣言のときは、新型コロナウイルスについての知見が十分でないことや、検討する時間もなかったということもあり、取り扱う事件をかなり限定しました。その後の全国的な裁判所の内部での検討において、新型コロナウイルスに関する情報も蓄積され、国民の権利義務を守るという司法機能の維持のためにも、もう少し実際の感染状況をきちんと踏まえ、個々の事件を進める必要性などを踏まえた柔軟な対応について、弁護士会、検察庁、あるいは各種関係機関と協議をしながら対応すべきではないかという方向で考えています。

島根県は、緊急事態宣言等を検討するほどの感染状況にはありませんが、感染状況が悪化してきたときにどのような裁判手続の進行を行うかという点はユーザーの皆様にも十分御意見をお聞きしながら、適切な対応を取っていきたいと思います。

最後に、利用者に対する周知の在り方についてですが、基本は裁判所のホームページで御案内をさせていただくとともに、検察庁や弁護士会には、裁判所の方針を事前に御説明の上、緊急事態宣言下での業務縮小態勢を進めました。

係属中の事件の期日を変更する場合には、当事者に連絡をしますが、調停の申立てや訴訟提起を検討している方、あるいは裁判の傍聴希望者に対する周知が十分であったかという点は検討課題として残っています。

何かお気づきになられたことがあれば、別の機会でも構いませんので、遠慮なくおっしゃっていただき、今後の対策を検討させていただきたいと思います。

感染防止対策について、皆様の職場の実状を踏まえた貴重な御意見をいただきましたので、今後の裁判所の感染防止対策に生かせるように検討を進めさせていただきたいと思います。